

変 更 認 可 申 請 書

6 採取計画の変更の認可

(1) 採取計画の変更の取扱い

- ① 採取期間の延長は法第16条の認可とする。ただし、休止届が提出されておれば、その期間のみの延長は法第20条第1項の変更認可とする。
- ② 認可された採取期間内において、事業実施の態様が抜本的に変更されない場合は、法第20条第1項の変更認可とする。たとえば、(ア)認可区域の変更（ただし、拡大する場合で変更の面積が、当初計画の30%超または1ha超の場合は、法第16条の認可）(イ)プラントを増設する場合。

(2) 変更認可申請

- ① 提出書類
 - ア 採取計画変更認可申請（様式第2-1）
 - イ 認可申請に必要な書面または図面のうち、採取計画の変更により記載内容の変更を必要とするもの。
 - ウ 手数料
奈良県手数料条例（第2条第1項）で定める金額の奈良県収入証紙をはり付すること。
- ② 提出先
奈良県 暮らし創造部 景観・環境局 景観・自然環境課
- ③ 提出部数
正1部、副2部の計3部とし、申請区域が2以上の市町村にまたがるときは、それに応じて副の部数を増やすこと。

奈良県収入証紙はり付け欄 (消印を押してはならない。)

採取計画の変更認可申請書

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×認可番号	

平成 年 月 日

奈良県知事 殿

〒
住 所

氏名又は名称及び
法人にあつては、
その代表者の氏名

印

登録年月日及び登録番号

砂利採取法第20条第1項の規定により、次のとおり採取計画の変更の認可を申請します。

1 採取計画の変更の内容

従前の採取計画の内容	変更の内容

2 変更の理由

- (備考)
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 ×印の項は、記載しないこと。
 - 3 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。